平成十:

三月三十日

訓 令

目

次

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令..... 入 事

訓

令

青森県訓令甲第八号

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

各 庁

出

先

機

関 般

平成十七年三月三十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

のように改正する。 青森県事務専決代決規程 (昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号) の一 一部を次

第七号を第九号とし、 第九号中「課長及び」 十号中で 第二条第三号中「、行政組織規則第二十四条の六に規定する局長」 地域農業改良普及センター所長」を削り、同号を同条第十二号とし、 を削り、同号を同条第十一号とし、 同号の前に次の一号を加える。 同条中第八号を第十号とし、 を削り、 同条第 同条

サブリーダー 行政組織規則第二十三条に規定するサブリーダー及び行政組織

第二条第六号中

規則第二十五条の三の二に規定するサブリーダーをいう。

号外第三十

号

二十四条の八に規定する室長」を削り、「ITER誘致推進室長、 同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、 進チームリーダー及びあおもりの「冬の農業」 推進チームリーダー、 施設安全検証室長、 県境再生対策室長及び原子力施設安全検証室長」を「行政経営推進室長、 同条第五号中「、 「第二十三条」を「第二十二条の二」に改め、同号を同条第七号と 県境再生対策室長、ITER誘致推進室長、 あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー、 行政組織規則第二十二条の二に規定する室長、 同号の前に次の一号を加える。 推進チームリーダー」に改め、 海外産業経済交流推 海外産業経済交流 行政組織規則第 行政経営推進室 原子力

行政改革・危機管理監 行政組織規則第十九条の二に規定する行政改革・

第四条第二項中「特別対策局にあつては、室長」を「総務部にあつては行政改革・

管理監をいう。

生活部にあつては次長又は県境再生対策室長」に改め、同条第六項中「特別対策局の 室長」を「原子力施設安全検証室長及び県境再生対策室長」に、「特別対策局長」を 危機管理監又は次長、企画政策部にあつては次長又は原子力施設安全検証室長、環境 「当該部長」に改める。

ら第九項までを一項ずつ繰り下げ、 農村整備事務担当、つがる市駐在」 村整備事務担当、五所川原市駐在の農村整備事務以外の事務担当、五所川原市駐在の 森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長」に、「、三沢市駐在」の下に「、農 以外の次長、五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長及びつがる市駐在の次長、 務所を除く。第十二条第六項において同じ。) の農村整備に係る事務を担当する次長 務担当の次長、西北地方農林水産事務所の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長 青森県農林総合研究センター の黒石市駐在の次長、藤坂稲作研究部長」を「中南地方 農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所の農村整備事 (第八項、第十二条第六項及び別表第五において「農村整備事務担当の次長」という。)、 第五条第四項中「農林水産事務所 (東地方農林水産事務所及び下北地方農林水産事 に改め、 第四項の次に次の一項を加える。 同条中第十項を第十一項とし、 第五項か 青

5 別表第三の支所長共通の項に掲げる事務 産事務所長が指定するもの (以下「農林水産事務所長指定駐在職員」という。) は、 水産事務所のつがる市駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て農林水 林水産事務所の三戸町駐在、上北地方農林水産事務所の三沢市駐在、 前各項の規定にかかわらず、中南地方農林水産事務所の黒石市駐在、三戸地方農 (第二号に掲げる事務を除く。) を専決す 西北地方農林

ಶ್ じ。) の」とあり、 員に」とあるのは「当該農林水産事務所長指定駐在職員に」と読み替えるものとす と、「支所長の」とあるのは「当該農林水産事務所長指定駐在職員の」 くは三沢市駐在の職員又はつがる市駐在の農村整備事務以外の事務担当の職員の」 る。この場合において、同項中「所属職員 (支所長を含む。以下この項において同 及び「所属職員の」とあるのは「黒石市駐在、三戸町駐在若し Ļ 「所属職

当する次長又は県境再生対策室長」に改める。 を担当する次長又は原子力施設安全検証室長が、環境生活部にあつては当該事務を担 を加え、「特別対策局にあつては当該事務を主管する室長」を「総務部にあつては当 該事務を担当する行政改革・危機管理監又は次長が、企画政策部にあつては当該事務 第九条第二項中「、 部 の下に「 (総務部、企画政策部及び環境生活部を除く。) 」

次に次の三項を加える。 第十条第五項中「特別対策局及び」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項の

- 5 前各項の規定にかかわらず、総務部長の事務の代決については、次に定めるとこ
- がその事務を代決する。 総務部長が不在のときは、 当該事務を担当する行政改革・危機管理監又は次長

県

報

する次長がその事務を代決する。 Ţ 防災消防課及び行政経営推進室の分掌事務のうち総務部長が定めるものについ 総務部長及び行政改革・危機管理監がともに不在のときは、当該事務を担当

青

森

- る次長がともに不在のときは、他の総務部次長がその事務を代決する。 前号の事務について、総務部長、行政改革・危機管理監及び当該事務を担当す
- $\overline{\mathcal{H}}$ がともに不在のときは、 第二号の事務以外の事務について、 第二号の事務について、 主管課長がその事務を代決する。 総務部長、 行政改革・危機管理監及び総務部次長二人 総務部長及び当該事務を担当する次長がと

兀

もに不在のときは、 第二号の事務以外の事務について、 他の総務部次長がその事務を代決する。 総務部長及び総務部次長二人がともに不在

ときは、主管課長がその事務を代決する。

- がその事務を代決する。 ともに不在のときは、行政組織規則第八条第一項に規定する課の順序により課長 第二号の事務以外の事務について、 総務部長、 総務部次長二人及び主管課長が
- 6 第一項から第四項までの規定にかかわらず、企画政策部長の事務の代決について

- ĸ 次に定めるところによる。
- 証室長がその事務を代決する。 企画政策部長が不在のときは、当該事務を担当する次長又は原子力施設安全検
- 当する次長がその事務を代決する。 企画政策部長及び原子力施設安全検証室長がともに不在のときは、 原子力施設安全検証室の分掌事務のうち企画政策部長が定めるものについて、 当該事務を担
- 兀 担当する次長がともに不在のときは、 前号の事務について、企画政策部長、 他の企画政策部次長がその事務を代決する。 原子力施設安全検証室長及び当該事務を
- がともに不在のときは、他の企画政策部次長がその事務を代決する。 第二号の事務以外の事務について、 企画政策部長及び当該事務を担当する次長
- もに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。 第二号の事務以外の事務について、企画政策部長及び企画政策部次長二人がと

五

- 六 より課長がその事務を代決する。 管課長がともに不在のときは、行政組織規則第八条第一項に規定する課の順序に 第二号の事務以外の事務について、企画政策部長、 企画政策部次長二人及び主
- 7 第一項から第四項までの規定にかかわらず、環境生活部長の事務の代決について
- は 環境生活部長が不在のときは、当該事務を担当する次長又は県境再生対策室長 次に定めるところによる。
- | 県境再生対策室の分掌事務のうち環境生活部長が定めるものについて、 活部長及び県境再生対策室長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長が がその事務を代決する。
- Ξ る次長がともに不在のときは、他の環境生活部次長がその事務を代決する。 前号の事務について、環境生活部長、県境再生対策室長及び当該事務を担当す

その事務を代決する。

- 兀 がともに不在のときは、 第二号の事務以外の事務について、 他の環境生活部次長がその事務を代決する。 環境生活部長及び当該事務を担当する次長
- 五 もに不在のときは、 第二号の事務以外の事務について、 主管課長がその事務を代決する。 環境生活部長及び環境生活部次長二人がと
- 六 より課長がその事務を代決する。 管課長がともに不在のときは、 第二号の事務以外の事務について、 行政組織規則第八条第一項に規定する課の順序に 環境生活部長、 環境生活部次長二人及び主
- 第十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 る場合の当該事務の代決については、 から当該部長の承認を得て当該課長が定める事務について課長指定職員に代決させ 前三項の規定にかかわらず、課長指定職員二人以上を置く課の課長の事務のうち 次に定めるところによる
- 課長が不在のときは、 当該事務を担当する課長指定職員がその事務を代決する。
- 担当するグループリーダーがその事務を代決する 課長及び当該事務を担当する課長指定職員がともに不在のときは、 当該事務を
- Ξ 指定職員又はグループリーダーがその事務を代決する。 在のときは、 課長並びに当該事務を担当する課長指定職員及びグループリーダーがともに不 あらかじめ主管部長の承認を得て課長が定めた順序により他の課長

第十一条の二中「ときは、」の下に「当該事務を担当するサブリーダー又は」 を加

林水産事務所長指定駐在職員」を加える。 在の農村整備事務担当の次長及びつがる市駐在の次長、青森県農林総合研究センター の黒石市駐在の次長、 関の次長」の下に「 (出先機関の次長三人を置く出先機関にあつては、あらかじめ主 林水産事務所の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長、五所川原市駐 管部長の承認を得て出先機関の長が指定する出先機関の次長) 」を加え、同条第六項 農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所の農村整備事務担当の次長、西北地方農 |藤坂稲作研究部長」に改め、「つがる農産物加工センター 所長」の下に「並びに農 第十二条第二項中「二人」の下に「又は三人」を加え、 六号中「農林水産事務所の農村整備事務担当の次長、青森県農林総合研究センター 藤坂稲作研究部長」を「、中南地方農林水産事務所、三戸地方 同項第二号中「他の出先機

念する義務の免除に関することを除く。)」を加え、 免除に関することを除く。 専決事項の欄第三号中「第八号」の下に「 (家族の看護に係る職務に専念する義務の 別表第一各課共通 (各課専決事項において別に定める場合を除く。) の項の副知事 の下に「及び第八号 第三十九号を第四十号とし、 を加え、 同欄第六号中「第八号」の下に「 (家族の看護に係る職務に専 (家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関すること) 」を加え、同項の部長専決事項の欄第五号中 第三十八号の次に次の 同欄中第四十号を第四十一号と 一号を加える 「第五号ま

条の規定に係るものに限る。) 項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 青森県個人情報保護条例 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) に関すること。 第二十 第十六

別表第一各課共通 (各課専決事項において別に定める場合を除く。) の項の課長専

> による保有個人情報の訂正をしない旨」に改め、 有個人情報」に、「及び同条第二項」を「 (第二十二条の規定に係るものを除く。 を削り、 を「収入通知」に改め、同欄第三十六号中「 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) 」 念する義務の免除に関することに限る。)」を加え、 決事項の欄第五号中「第五号まで」の下に 及び同条第三項」に改め、 「個人情報の訂正等」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定 同号イ中 「第十五条第一項」を「第十六条第一項」 同号口中「第二十四条第一項」 「及び第八号 (家族の看護に係る職務に専 同号八を次のように改める。 同欄第二十三号中 を 「第二十九条第一項」に、 に 「個人情報」 「収入命令」 を 「保

同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び

第五項」に改め、同表総務学事課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中 項」を「第十四条」に、「業務の禁止等の処分」を「行政書士に対する懲戒」に改 別表第一人事課の項の第九号の部長専決事項の欄イ中「第四条第四項」 同欄に次のように加える。 「第十四条第 を 「第四名

すること。 第十四条の二第一項及び第二項の規定による行政書士法人に対する懲戒に関 め

別表第一税務課の項の第四号を次のように改める。

兀 法律第八十二号)の施行に関する次のこと。 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律 と。の指定に関するこの指定による償却資産人の指定による償却資産 (昭和三十一

別表第一 税務課の項の次に次のように加える。

課

地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)の施行に関する次のこと。

;	村	振	興
の二第五項の規定ロ第二百五十一条	すること。 取下げの同意に関		- 古
十七の七の規定により第二百五十二条の	すにる係る	定による市町村の財	十七の六第二項の現イの第二百五十二条の
の画定等の告示に関項の規定による区域	日 第二百六	生じた土地の	の規定こよる新たって、第九条の五第二項

					市町
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	こと。 地方自治法施行令				に 関する に 関する に 関する に 関する に 関する に 関する に 関する に 関する に 関する に は に よる 財産 に よる は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に に は に に に に に に に に に に に に に
イ 第五条第一項の規では、	(昭和二十二年政令第十六号) おいまっている (昭和二十二年政令第十六号) おいまでによっていまでによっています。	では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	では、 の解り、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	こ 第二百八十六条第 二 第二百八十六条第 二 第二百八十六条第 二 第二百八十六条第 二 第二百八十六条第 三 第二百八十六条第 三 第二百八十六条第 三 第二百八十六条第	る総務大臣の指示に と。 る総務大臣の指示に関すること。
	号) の施行に関する次の				に関すること。
七 自衛隊法 (昭和二	て ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	六 地方税法 (昭和二		四地方交対対抗表の施	定、変元 である次のこと。
(昭和二十九年法律第百六十五号) (昭和二十九年法律第百六十五号) (田和二十九年法律第百六十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十九年法律第百六十五号) (田和二十九年法律第百六十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十九号) (田和二十五号) (田和二十九号) (田和二十五号) (田和二十九号) (田和二十九号) (田和二十九年法律第百六十五号) (田和二十九年法律第百六十五号) (田和二十九号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十五号) (田和二十九号) (田和二十九号) (田和二十五号) (田和二十五日) (田和二十五日) (田和二十五日) (田和二十五日) (田和二十五日) (田和二十五日) (田和二十五日) (田和三十五日) (イ 第三百八十九条第 ででよる面では では でで でで で で で で で で で で で で で で で で	(昭和二十五年法律第二百二十六号) 「四項の規定による地」の規定による地質の許可に関する。	地方財政法の施行に関する次のこと。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方交対税去の施行こ関する次のこと。第三条第一項の規定第三条第一項後段の第三条第一項後段の第三条第一項後段の同意計画についての同意計画において準用するに関すること。	カカソー
イ 第九十七条第一項の施行に関する次のこと。		っ) の施行に関する次のこ			二十二条第四 五項前段の規 大二条第三項 十二条第三項 (昭和三十年法律第百九十五号)の施行

ワ

別表第一防災消防課の項の次に次のように加える。

			l	
実施に関すること。ロー管理改善の研修の				行政
こと。定及び実施	関すること。			
具体的調査項目の設	提案の採否の決定に			営 i
イ 管理改善	イ 管理改善に関する			佳讠
	野改善に関するがのこと	管理	_	佳宝
	事二目 じらてつここ	新里	_	Ī

欄に次のように加える。 別表第一市町村振興課の項を削り、 同表環境政策課の項の第一号の部長専決事項の

第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定及び同条第四項の規定に

する」 に改め、 し書」に改め、 |第四条第二項|| に改め、同欄八中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただ イ中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同欄口中「第五条第二項」を 別表第一医療薬務課の項の第十四号の部長専決事項の欄イ中 IJ に改め、同チを同欄ワとし、 よるその指定の解除に関すること。 同欄口中「一般販売業」を「一般販売業等」に改め、 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許 同欄リを同欄力とし、 同欄中トをヲとし、同ヲの前に次のように加える。 同欄チ中「製造する」を「製造販売及び修理を 同号の課長専決事項の 「製造」を「製造販売」

第四十条の二第二項の規定による医療機器の修理業の許可に関すること。

可に関すること。

第四十条の二第五項の規定による修理区分の変更及び追加の許可に関するこ

次のように加える 別表第一医療薬務課の項の第十四号の課長専決事項の欄中へをチとし、 同チの前に

を同欄ホとし、 同水を同欄へとし、 「第十三条第六項」 !表第一医療薬務課の項の第十四号の課長専決事項の欄ホ中 第十四条第六項及び第八十条第一項の規定による調査に関すること。 同欄八の次に次のように加える。 同欄二中「第十二条第二項」 ľ 「において製造する品目」 を を「に係る許可の区分」に改め、 「第十三条第二 「第十八条第一 項 に改め、 項 同二 を

> ロとし、 トをチとし、 別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄中リを削り、 同口の前に次のように加える。 第十二条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可に関すること。 へをトとし、 ホをへとし、 ニをホとし、 八を二とし、 口を八とし、 チをリとし、 イを

と。 の募集に関するこの規定による自衛官

1 第六条の三の規定による里親の認定に関すること。

別表第一 障害福祉課の項中第六号を第七号とし、 第五号の次に次の一号を加える。

六 発達障害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号) 1 定に関すること。
君支援センターの指表定による発達障害 指害の の施行に関する次

を加える。 課の項中第三号を削り、 別表第一 経営振興課の項中 第四号を第三号とし、 「経営振興課」 を 同表資源エネルギー 課の項に次の一号 同表工業振興

	八
	鉱業法
	(昭和二
に関すること。 等に係る許可の協議 規定による土地使用 イ 第百六条第二項の	十五年法律第二百八十九号)
こと。 出願の協議に関する による鉱業権の設定 イ 第二十四条の規定	の施行に関する次のこと。

別表第一観光推進課の項の次に次のように加える。

				文	1	Ľ	振		興	課
										_
									(曹秀県然合選重と	都市公園法 (昭和
る場合を含む。 四項において準	の規定を第三十三条 ひび第匹項 (これら	第二十六条第	対と さんしょう ひょう ひょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かいしょう ひんしょ ひんしょう ひんしょう ひんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう ひんしょう はんしょう はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	条の規定	こと。	の許可に関	定による公園施設の	陌	i	年法律第
占用の許可及び同条定による都市公園の	不一項の	ての協議に関	のま	五条の二第	こと。	の許可に関す	定による公園施設の	項の) に係るものに呼る)	(の施行に関する次のこと

別表第一農林水産政策課の項を削り、同表総合販売戦略課の項の次に次のように加

課 進 食 の 安 全 安 心 推 植物防疫法 肥料取締法 地力増進法 (昭和二十五年法律第百二十七号) の施行に関する次のこ (昭和二十五年法律第百五十一号) の施行に関する次のこ (昭和五十九年法律第三十四号) すること。 外の肥料の指定に関外の肥料の指定による適用除二 第三十五条第一項 普通肥料の登録に関第二項の規定による4 第四条第一項及び 画の策定に関するこの規定による防除計れ 第二十四条第二項 策指針の策定に関すたによる地力増進対の第六条第一項の担 域の指定に関するこによる地力増進地イの第四条第一項の規 関すること。 る対策調査の実施の第五条の規定に ること。 すること。 ること。 関の 実よ す対規 の施行に関する次のこと。

兀 律第百十号) の施行に関する次のこと。 1 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成十一 年法

1 変更に関すること。 導入指針の策定及び 第三項の規定による イ 第三条第一項及び

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中 部長専決事項の欄中ヌをヲとし、 十三、第十一条の二十九及び第十一条の三十二」に改め、同表林政課の項の第一号 十八第四項」を「第十一条の四十七第四項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中 へ中 中「第十一条の三第一項ただし書」を「第十一条の四第一項ただし書」に改め、 第十九項」を「第十条第十九項及び第二十項」に改め、 項ただし書」を「第十一条の四十六第二項ただし書」に改め、同欄リ中「第十一条の 「第十一条の十一」を「第十一条の二十六」に改め、 「第十条第十七項」を「第十条第十八項」に改め、同欄口中「第十一条の四、 「第十条第二十一項」に改め、同欄八中「第十条第二十一項」を「第十条第二十二 に改め、同欄二中「第十条第二十六項」を「第十条第二十七項」に改め、 「第十一条の三の二ただし書」を「第十一条の五ただし書」に改め、同欄ト中 第十一条の十四及び第十一条の十五の三」を「第十一条の七、第十一条の二 リをルとし、チの次に次のように加える。 同欄チ中「第十一条の十七第二 同欄口中「第十条第二十項」 「第十条第十八項及び 第十一 同欄ホ 同欄

- IJ よる特定保安林の指定及びその解除の申請に関すること。 第三十九条の三第二項及び同条第五項において準用する同条第二項の規定に
- ヌ よる特定保安林の指定及びその解除の協議に関すること。 第三十九条の三第三項及び同条第五項において準用する同条第三項の規定に

号までを一号ずつ繰り上げ、 ように加える。 第一項」 号)」を削り、 第六号を第五号とし、 の項の第十一号の課長専決事項の欄イを削り、 表第一水産振興課の項中第八号を削り、 に改め、 「次のこと」 を加え、 同欄中口から二までを削り、 同表都市計画課の項の第三号中「 (昭和三十一年法律第七十九 同号の部長専決事項の欄イ中「第五条第二項」を「第五条 の下に「 (文化観光部長及び文化振興課長の専決に係る 同表食の安全・安心推進室の項を削り、 第九号を第八号とし、 ホを口とし、 同表港湾空港課の項中第五号を削り、 へをハとし、 第十号から第十四 同表河川砂防課 同欄に次の

第二十条の規定による都市公園の区域を立体的区域とすることに関すること。

- 朩 第二十二条の規定による公園一体建物に関する協定に関すること。
- 定による公園保全立体区域の指定に関すること 第二十五条第一項 (第三十三条第四項において準用する場合を含む。 の規
- 用する場合を含む。) の規定による措置命令に関すること。 第二十六条第二項及び第四項 (これらの規定を第三十三条第四項にお いて準
- 用する場合を含む。) 第二十七条第一項及び第二項 (これらの規定を第三十三条第四項にお の規定による監督処分に関すること いて準
- 定による必要な措置の実施に関すること。 第二十七条第三項 (第三十三条第四項において準用する場合を含む。 の規

IJ

チ

1

ヌ 定による工作物等の売却に関すること。 第二十七条第六項 (第三十三条第四項において準用する場合を含む。 の 規

加 え る。 五条第一項」 別表第一都市計画課の項の第三号の課長専決事項の欄イ中 に改め、 同欄中八を削り、二を八とし、 ホを二とし、 「第五条第日 同欄に次のように 頂 を 第

朩 第二十八条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。

<u>ග</u>

規

定による損失の補償の協議に関すること。

同欄口中「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」 を「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」 項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」 十一条の二第二項第十二号ハ、第六十二条の三第四項第十二号ハ」 表行政経営推進室の項を削る。 専決事項の欄イ中「住宅の」を削り、同項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第三 |第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」に改め、同号の課長専決事 「第三十一条の二第二項第十四号二、 別表第一建築住宅課の項の第十号の課長専決事項の欄イ及び同項の第十二号の課 第六十二条の三第四項第十四号二」に改め、 を「第三十一条の に改め、 を 同

品調達事務担当グループリーダー の項の第三号中 別表第 の二人事課給与事務担当グループリー ダーの項の第二号及び同表経理課物 「収入命令」 を 「収入通知」 に改め

の免除に関することに限る。)」を加え、 第五号中 「第十六条第一項」に、 別表第一 「第五号まで」の下に 一各出先機関共通 個 (別表第二の二において別に定める場合を除く。 人情報」 「及び第八号 (家族の看護に係る職務に専念する義務 を 「保有個人情報」 同項の第十一号イ中 に 「及び同条第一 「第十五条第一項」 項 の項の を を

織の長青森県自治研修所の庶務担当の内部組

青森県自治研修所の庶務担当責任者

を

(

二十四条第一項」を「第二十九条第一項」 報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨」 「(第二十二条の規定に係るものを除く。) 及び同条第三項」に改め、 同号八を次のように改める に 「個人情報の訂正等」を 同号口中 「保有個人情 第

同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び

別表第二の二中

青森県自治研修所の庶務担当課長

補佐青森県自治研修所の庶務担当課の課長

内部組織の長」 ĺĆ 「青森空港管理事務所の庶務担当責任者」を に改め、 同表の備考中「総括主幹又は主幹」 「青森空港管理事務所の庶務担当の を「総括副参事又は副参

の海域に係る漁業調整を必要とするもの」を加え、同号を同項第五号とし、 第七号までを一号ずつ繰り下げ、 の下に「 (担当区域外の内水面に係る漁業調整を必要とする採捕に係る同規則の施行 七年法律第二十八号)」を削り、 三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。 に関することを除く。) 」を加え、同号を同項第九号とし、同項の第五号から同項の 別表第三農林水産事務所の水産事務所の水産事務所長の項の第九号中「 (昭和二十 同項の第四号イ中「もの」の下に「及び担当区域外 同号を同項第十号とし、同項の第八号中「次のこと」 同項中第

青

に改め、

「にあつては、

庶務担当の」の下に「総括主幹、

主幹、」を加える。

- 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) の施行に関する次のこと。
- すること 第百十二条の二第三項の規定による付保義務の同意に係る公示及び通知に関
- 第百十三条の二の規定による付保義務の消滅に係る公示及び通知に関するこ
- \equiv 漁船損害等補償法施行令の施行に関する次のこと。
- 1 第五条第三項の規定による義務付保の同意に係る届出があつた旨の公示及び

指定漁船調書の縦覧に関すること。

別表第三三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所長の項を削る 第七条の規定による指定漁船調書の訂正の承認及び訂正の命令に関すること。

情報の訂正をしない旨」に改め、 正等」を 中「第十五条第一項」 に係る職務に専念する義務の免除に関することに限る。 「及び同条第二項」 別表第三の二学長の項の第四号中「第五号まで」の下に「及び第八号 同号口中 「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人 「第二十四条第一項」 を「 (第二十二条の規定に係るものを除く。) 及び同条第三項』 を「第十六条第一項」 同号八を次のように改める。 を 「第二十九条第一項」 に、「個人情報」)」を加え、 を「保有個人情報」に、 ľ 同項の第九号イ 「個人情報の訂 (家族の看護

同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び

情報の訂正をしない旨」に改め、同号八を次のように改める。 正等」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人 る職務に専念する義務の免除に関することに限る。) 」を加え、同項の第八号イ中 に改め、同号ロ中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂 「及び同条第二項」 「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、 別表第四院長の項の第四号中「第五号まで」の下に「及び第八号 (家族の看護に係 を「 (第二十二条の規定に係るものを除く。) 及び同条第三項」

同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び

別表第四の 一中

青森県自治研修所の庶務担当課長

補佐青森県自治研修所の庶務担当課の課長

を

織の長青森県自治研修所の庶務担当の内部組

青森県自治研修所の庶務担当責任者

ľ 「青森空港管理事務所の庶務担当責任者」 を 「青森空港管理事務所の庶務担当の (9) 平成17年3月30日 水曜日

は主幹」 内部組織の長」 「総括主幹、 を 主幹、」 「総括副参事又は副参事」 に 収 を加える。 入命 **令** を 収 に改め、 入通 知 「にあつては、 に改め、 同表の備考中 庶務担当の」 「総括主幹又

の下に

ತ್ಯ に改め、 別表第五青森県環境保健センター 「第十八条」 同表健康福祉こどもセンター を 「第二十条」 に改め、 の環境管理 の保健部長の項の第二十五号に次のように加え 同号 事務所の 山中 「第十九条」 環境管理事 を 務 所長の項 第 + の 条

+ 条の九の二の規定による医療の給付等に関すること

西北地方農林水産事務所」 同号ヲ中 の三第 療用具_ を 表青森県立つくしが丘病院事務局次長の項の第三号中「収入命令」 大学事務局次長の項の第二号、 及び第四条の二」 「中南地方農林水産事務所、 「管理医療機器」 別表第五健康福祉こどもセンター 「医療機器に係る」 八 同表農林水産事務所の農村整備事務担当の次長の項中「農林水産事務所」 項 を 「第四条第一項」 「管理医療機器」に改め、 ľ を「第四十六条第三項及び第四十七条」に改め、 に改め、 「医療用具」 に改め、 同号ル中 に改め、 を 三戸地方農林水産事務所、 「第四十六条第一項」に改め、 を 同表青森県立中央病院事務局次長の項の第三号及び 同号チ中 「管理医療機器」に改め、 同項の次に次のように加える の保健部長の項の第二十七号中 「第三条第一項」 同号リ中「第三十九条第一項」 「第四十条」 を「第四十五条第一 を 上北地方農林水産事務所及び 「第四十条第二 同号ヌ中 同号ワ中 を「収入通知」 同表青森県立保健 「医療用具に係 を 「第四条第三項 「医療用具」 項 項 「第三十九条 に改め、 ľ 医 ුව を を

青

条第三項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の承認イ 第十一条第一項の規定による信用事業規程の承認及び同連合会に係るものを除く。)。域にわたる区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合機業協同組合法の施行に関する次のこと (二以上の所管区農業協同組合法の施行に関する次のこと (二以上の所管区

に関すること。

第十一条第四項の規定による信用事業規程の変更の届出

条第四項の規定による共済規程の変更の届出の受理は第三項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認な、第十一条の七第一項の規定による共済規程の承認なの受理に関すること。 に及り関び同 す同条

同第十二年 **弗三項の規定に▶**一条の二十三第一 よーる項 信託規程の変更又は廃止の規定による信託規程の 一の承認及

に関すること。 条の二十九第一項の規定による宅地等供給事業実

等供給事業

止の承認に関すること。 認及び同条第三項の規定による農業経営規程の変更又は意認及び同条第三項の規定による農業経営規程ので、第十一条の三十二第一項の規定による農業経営規程の実施規程の変更又は廃止の承認に関すること。 実施規程の承認及び同条第三項の規定による宅地等供給事:施規程の承認及び同条第三項の規定による宅地等供給事: 第四十四条第二項の規定による定款の変更の認可に関立の承認に関すること。 廃承

ること

IJ チ , 第四十四条第四項の規定による定款の変更の届出の受理る定款の変更の認可に関する証明書の発行に関すること。(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、第四十四条第三項において準用する第六十一条第二項

ヌ に関すること。 第五十四条の二第一 項及び第一 |項の規定による業務報告

ること。 、 第六十四条第四項の規定による解散の届出の受理に関・書の受理に関すること。

ワ ヲ の受理に関すること。 第七十二条の十六第四項の規定による成立の届出の受理 第七十二 一条の十三第 |項の規定による定款の変更の届

に関すること。 第七十二条の十七第二 |項の規定による解散の届出の受理

に関すること。 第七十二 一条の十八第三 |項の規定による合併の届出の受理

関すること。 - 第七十三条の十二の規定による組織変更の届出の受理に関すること。

二 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関するの状況の検査に関すること (知事が毎年度指定した農業協の状況の検査に係るものにあつては、ソに係るものに限る。) 。 の検査に係るものにあつては、ソに係るものに限る。) 。 の検査に係るものにあつては、ソに係るものに限る。) 。 の徴収及び資料の提出命令に関すること (第九を除く。) の徴収及び資料の提出命令に関すること (第九を除く。) の徴収及び資料の提出命令に関すること (第九を除く。) の徴収及び資料の提出命令に関すること (第九を除く。)

の承認に関すること。 第五十六条第二項 の規定による縦覧の開始の延期の 承認

₹一項の規定による貸付資格の認定に関すること。農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二○(同項第十三号に係るものに限る。)。(第五十八条第三項の規定による届出の受理に開 に関すること。 受理に関すること 号 第七条

- 第二十一条の規定による事業報告書の受理に関するこ更の届出の受理に関すること。理及び同条第三項の規定による当該届出に係る事項の変理及び同条第三項の規定によるせり人の選定の届出の受、第十七条第二項の規定によるせり人の選定の届出の受

すること。

ること。

すること。

第十一条の規定による買受人の名簿の受理に関するこ

第十六条の規定による受託契約約款の届出の受理に関

第九条の規定による卸売業務の廃止の届出の受理に関 第七条の規定による業務の開始等の届出の受理に関す

七 兀 五 組合から融資を受けるものに限る。) の利子補給の承認に関一 農業近代化資金助成法に基づく農業近代化資金 (農業協同 すること。 IJ チ ホニ 、 第十四条の規定による事業完了報告書の受理に関する更の承認に関すること。 第十二条の規定による申請書の受理及び申請事項の変1 第十一条の規定による決定の取消しに関すること。 に同条第二号の規定による必要な変更等の勧告に関する・第十五条第一号の規定による報告の徴収及び調査並び ること。 第十八条の規定による支払猶予の決定及び通知に関 第十七条の規定による支払猶予申請書の受理に関する

を除く。 次のこと。 同 チ | 第四条第三項の規定による適用除外に係る認定に関す承認に関すること。| 第二条第二項の規定による量目、果数及び包装に係る 青森県りんご県外出荷規格条例施行規則の施行に関する 受理に関すること。 |十二条の規定による毎月の市況等に関する報告の

に関すること。 同条第二 『条第二項の規定による共済規程の変更又は廃止の認可第十五条の二第一項の規定による共済規程の認可及び

すること。 第四十八条第二項の規定による定款の変更の認可に関

よる定款の変更の認可に関する証明書の発行に関するこ(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定にホ 第四十八条第三項において準用する第六十五条第二項

理に関すること。 、第四十八条第四項の規定による定款の変更の届出のI

命令に関すること。 すること。 第六十八条第五項の規定による解散の届出の受理に関 第百二十二条の規定による報告の徴収及び資料の提出

IJ 会計の状況の検査に関すること。 第百二十三条第三項及び第四項の規定による業務及び

第一項」 を「第三十九条の三第一項」 療用具に係る」を 「医療用具」を「管理医療機器」 総合運動公園 .表青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所長の項の第三号中「、 項に、 別表第五農林水産事務所の家畜保健衛生所の家畜保健衛生所長の項の第1 「第四条第三項及び第四条の二」 に改め、 「医療用具」を「管理医療機器」に改め、 同号ヲ中 (運動施設区域を除く。 「医療機器に係る」に改め、 「第四条第一項」 ľ に改め、 「医療用具」を「管理医療機器」 を「第四十六条第三項及び第四十七条」 _ 同号ル中「第三条第一項」 を「第四十六条第一項」 を削り、 同号チ中「第四十条」 同号リ中 同号八中 「第三十九条第一項」 「第五条第一 に改め、 を に改め、 を 「第四十五条 「第四十条第 一号中 同号ヌ中 に改め、 項 同号ワ 医 を

条第一項」を「第十六条第一項」に改める。 及び「、青森県総合運動公園(運動施設区域を除く。)」を削り、同号八中「第十一及び「、青森県総合運動公園(運動施設区域を除く。)」を削り、同号八中「第十一「第五条第一項」に改め、同項の第四号中「(昭和五十三年三月青森県条例第四号)」

改め、「、管理担当の」の下に「副参事、 加え、同表県税事務所の管理担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括副参事」に 同表県税事務所の産業廃棄物税事務担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括副参 務所のゴルフ場利用税事務担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括副参事」に改 を加え、「第五十六条の七第六項」を「第五十六条の七第五項」に改め、同表県税事 副参事」 別表第七県税事務所の軽油引取税事務担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括 「、ゴルフ場利用税事務担当の」の下に「副参事、 に改め、「、産業廃棄物税事務担当の」の下に「副参事、総括主幹、主幹、」を に改め、「、 軽油引取税事務担当の」の下に「副参事、 総括主幹、主幹、」を加える。 総括主幹、 総括主幹、 主幹、」を加え、 主幹、」

附目

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行